

第7号議案

埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定の改正（案）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）における希少資料の保存に関して必要な事項を定め、保存体制の確立を図ることにより、将来にわたり広く県民の利用に供することを目的とする。

（対象となる資料）

第2条 この協定において希少資料とは、地域資料及び雑誌を除いた一般図書及び児童図書のうち、加入館内において1館のみが所蔵し、その所蔵冊数が1冊のみの資料（当分の間、ISBNが付されていない資料は除く。）とする。

（単館所蔵情報）

第3条 加入館は、埼玉版 ISBN 総合目録から抽出した単館所蔵リストにより希少資料であることの確認をするものとする。

（保存）

第4条 希少資料であることが確認された場合は、著しい汚破損等により利用に供することができない場合及び保存除外資料を除き、当分の間、当該資料を所蔵する図書館で責任を持って保存する。

（協議）

第5条 この協定の運用の諸問題等について協議するため、随時加入館の担当者連絡会議を開催する。

（庶務）

第6条 この協定に関し必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者会事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、平成18年6月9日より運用する。

附 則

この協定は、平成 年 月 日より運用する。

埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定の一部を改正する協定新旧対照表（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）における希少資料の保存に関して必要な事項を定め、保存体制の確立を図ることにより、将来にわたり広く県民の利用に供することを目的とする。</p> <p>(対象となる資料)</p> <p>第2条 この協定において希少資料とは、地域資料及び雑誌を除いた一般図書及び児童図書のうち、加入館内において1館のみが所蔵し、その所蔵冊数が1冊のみの資料（当分の間、ISBNが付されていない資料は除く。）とする。</p> <p>(単館所蔵情報)</p> <p>第3条 加入館は、埼玉版 ISBN 総合目録から抽出した単館所蔵リストにより希少資料であることを確認するものとする。</p> <p>(保存)</p> <p>第4条 希少資料であることが確認された場合は、著しい汚破損等により利用に供することができな<u>場合及び保存除外資料</u>を除き、<u>当分の間、当該資料を所蔵する図書館で責任を持って保存する。</u></p> <p>(協議)</p> <p>第5条 この協定の運用の諸問題等について協議するため、随時加入館の担当者連絡会議を開催する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 この協定に関し必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この協定は、平成18年6月9日より運用する。</p> <p>附則</p> <p>この協定は、平成 年 月 日より運用する。</p>	<p>埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）における希少資料の保存に関して必要な事項を定め、保存体制の確立を図ることにより、将来にわたり広く県民の利用に供することを目的とする。</p> <p>(対象となる資料)</p> <p>第2条 この協定において希少資料とは、地域資料及び雑誌を除いた一般図書及び児童図書のうち、加入館内において1館のみが所蔵し、その所蔵冊数が1冊のみの資料（当分の間、ISBNが付されていない資料は除く。）とする。</p> <p>(単館所蔵情報)</p> <p>第3条 加入館は、埼玉版 ISBN 総合目録から抽出した単館所蔵リストにより希少資料であることを確認するものとする。</p> <p>(保存)</p> <p>第4条 希少資料であることが確認された場合は、著しい汚破損等により利用に供することができな<u>場合及び保存除外資料</u>を除き、<u>当分の間、当該資料を所蔵する図書館で責任を持って保存する。</u></p> <p>(協議)</p> <p>第5条 この協定の運用の諸問題等について協議するため、随時加入館の担当者連絡会議を開催する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 この協定に関し必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この協定は、平成18年6月9日より運用する。</p> <p>附則</p> <p>この協定は、平成 年 月 日より運用する。</p>

埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領の改正（案）

平成〇〇年〇月〇日改正
理事長決裁

（目 的）

第1条 この要領は、埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、希少資料の保存の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保存の調整）

第2条 協定第4条で規定する「著しい汚破損等により利用に供することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 汚破損の状態がひどく、修復しても利用に耐えないと認められるとき
- 二 選定基準外の資料であり、当該資料を保存しておくことに運営上支障があると認められるとき
- 三 その他利用に供することが著しく困難な場合

2 前項第二号又は第三号に該当する場合は、その事務処理に際し、埼玉県立熊谷図書館（以下「熊谷図書館」という。）と調整を行うものとする。

（保存除外資料）

第3条 協定第4条で規定する「保存除外資料」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、希少資料ではあるが、その除籍等については所蔵館に一任するものとする。

- 一 コンピュータ関係資料
- 二 旅行案内書に類する資料
- 三 冠婚葬祭、医学、家政学、文例集・挨拶事例集に類する実用書
- 四 年版または新版が発行され、その内容が同一内容または最新情報に書き換えられている資料（ただし、年鑑・年報・統計書・白書類を除く）
- 五 その他、図書館協力担当者会において、協議し、保存する必要がないと理事長が認めた資料

（データ抽出）

第4条 熊谷図書館は、埼玉版 ISBN 総合目録（以下「ISBN 目録」という。）の各館データから単館所蔵データを抽出し、加入館に配布する。

2 抽出するデータは1年毎の新規更新とし、毎年第4回（1月末現在）の ISBN 目録の各館データを基準とする。

（システム投入）

第5条 加入館は、配布されたデータファイルを各館の図書館システムに取り込み、除籍時に識別できるよう、コメント出力等の処理をするものとする。

2 図書館システムへデータ投入ができない場合は、第3条に該当する資料を除き、次の方法のいずれかにより、加入館が除籍時に識別できるよう対処す

るものとする。

- 一 単館所蔵資料にラベル貼付をする。
- 二 ISBN 目録で除籍予定資料の ISBN 番号を読み込ませ、自館しか表示されない資料について、除籍予定からはずす。
- 三 単館データファイルを検索し、合致するものについて、除籍予定からはずす。

(要領の見直し)

第6条 この要領は、埼玉県内の図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。

(協 議)

第7条 本実施要領に定めのない事項に関しては、図書館協力担当者会で協議の上、理事長が別途定める。

附 則

この実施要領は、平成19年1月10日より運用する。

附 則

この実施要領は、平成 年 月 日より運用する。

埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領の一部を改正する要領新旧対照表（下線の部分は、改正部分）

現 行	改 正 案
<p>埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、希少資料の保存の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 （保存の調整） 第2条 協定第4条で規定する「著しい汚破損等により利用に供することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 汚破損の状態がひどく、修復しても利用に耐えないと認められるとき 二 選定基準外の資料であり、当該資料を保存しておくことに運営上支障があると認められるとき 三 その他利用に供することが著しく困難な場合 2 前項第二号又は第三号に該当する場合は、その事務処理に際し、埼玉県立熊谷図書館（以下「熊谷図書館」という。）と調整を行うものとする。</p>	<p>埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、希少資料の保存の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 （保存の調整） 第2条 協定第4条で規定する「著しい汚破損等により利用に供することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 汚破損の状態がひどく、修復しても利用に耐えないと認められるとき 二 選定基準外の資料であり、当該資料を保存しておくことに運営上支障があると認められるとき 三 その他利用に供することが著しく困難な場合 2 前項第二号又は第三号に該当する場合は、その事務処理に際し、埼玉県立熊谷図書館（以下「熊谷図書館」という。）と調整を行うものとする。 （保存除外資料） 第3条 協定第4条で規定する「保存除外資料」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、希少資料ではあるが、その除籍等については所蔵館に一任するものとする。 一 コンピュータ関係資料 二 旅行案内書に類する資料 三 冠婚葬祭、医学、家政学、文例集・挨拶事例集に類する実用書 四 年版または新版が発行され、その内容が同一内容または最新情報に書き換えられている資料（ただし、年鑑・年報・統計書・白書類を除く） 五 その他、図書館協力担当者会において、協議し、保存する必要があると理事長が認めた資料</p>

(データ抽出)

第4条 熊谷図書館は、埼玉版 ISBN 総合目録（以下「ISBN 目録」という。）の各館データから単館所蔵データを抽出し、加入館に配布する。

2 抽出するデータは1年毎の新規更新とし、毎年第4回（1月末現在）の ISBN 目録の各館データを基準とする。

(システム投入)

第5条 加入館は、配布されたデータファイルを各館の図書館システムに取り込み、除籍時に識別できるよう、コメント出力等の処理をするものとする。

2 図書館システムへデータ投入ができな場合は、第3条に該当する資料を除き、次の方法のいずれかにより、加入館が除籍時に識別できるように対処するものとする。

- 一 単館所蔵資料にラベル貼付をする。
- 二 ISBN 目録で除籍予定資料の ISBN 番号を読み込ませ、自館しか表示されない資料について、除籍予定からはずす。
- 三 単館データファイルを検索し、合致するものについて、除籍予定からはずす。

(要領の見直し)

第6条 この要領は、埼玉県内の図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。

(協議)

第7条 本実施要領に定めのない事項に関しては、図書館協力担当で協議の上、理事長が別途定める。

附則

この実施要領は、平成19年1月10日より運用する。

附則

この実施要領は、平成 年 月 日より運用する。

(データ抽出)

第3条 熊谷図書館は、埼玉版 ISBN 総合目録（以下「ISBN 目録」という。）の各館データから単館所蔵データを抽出し、抽出されたデータをテキストファイルで、CD-R等の媒体で加入館に配布する。

2 抽出するデータは1年毎の新規更新とし、毎年第4回（1月末現在）の ISBN 目録の各館データを基準とする。

(システム投入)

第4条 加入館は、配布されたデータファイルを各館の図書館システムに取り込み、除籍時に識別できるよう、コメント出力等の処理をするものとする。

2 図書館システムへデータ投入ができない場合は、次の方法のいずれかにより、加入館が除籍時に識別できるように対処するものとする。

- 一 単館所蔵資料にラベル貼付をする。
- 二 ISBN 目録で除籍予定資料の ISBN 番号を読み込ませ、自館しか表示されない資料について、除籍予定からはずす。
- 三 単館データファイルを検索し、合致するものについて、除籍予定からはずす。

(協議)

第5条 本実施要領に定めのない事項に関しては、図書館協力担当で協議の上、別途定める。

附則

この実施要領は、平成19年1月10日より運用する。